

基本資料

令和2年度 市町村長申立研修会

主 催

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター

目次

【基本資料】

1. プログラム----- 1P

2. レジюме

【講義】 成年後見制度の概要と市町村長申立の実務について

①成年後見制度の概要について----- P 5～

②市町村長申立の実務----- P 13～

③成年後見事件の概況-平成31年1月～令和元年12月----- P 33～

プログラム

時間	講義内容等
	<p>【講義】 「成年後見制度の概要と市町村長申立の実務について」</p> <p>1 成年後見制度の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 成年後見制度の最近の動向 (2) 法定後見制度 (3) 任意後見制度 (4) 成年後見登記制度 (5) 成年後見制度利用促進法について <p>講師 千葉県弁護士会 高齢者・障がい者支援センター 佐久間 貴幸 氏</p>
	<p>【講義】 「成年後見制度の概要と市町村長申立の実務について」</p> <p>2 市町村長申立の実務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村の役割と責務 (2) 市町村長申立ての流れ <ol style="list-style-type: none"> ① 後見ニーズの発見・連絡・相談・要請 ② 調査・検討（ケース検討会議の開催） ③ 市町村長申立ての決定 ④ 申立て ⑤ 審理 ⑥ 審判の確定 ⑦ 後見等の開始 (3) 成年後見制度利用支援事業について <p>講師 千葉県弁護士会 高齢者・障がい者支援センター 佐久間 貴幸 氏</p>

【講 義】

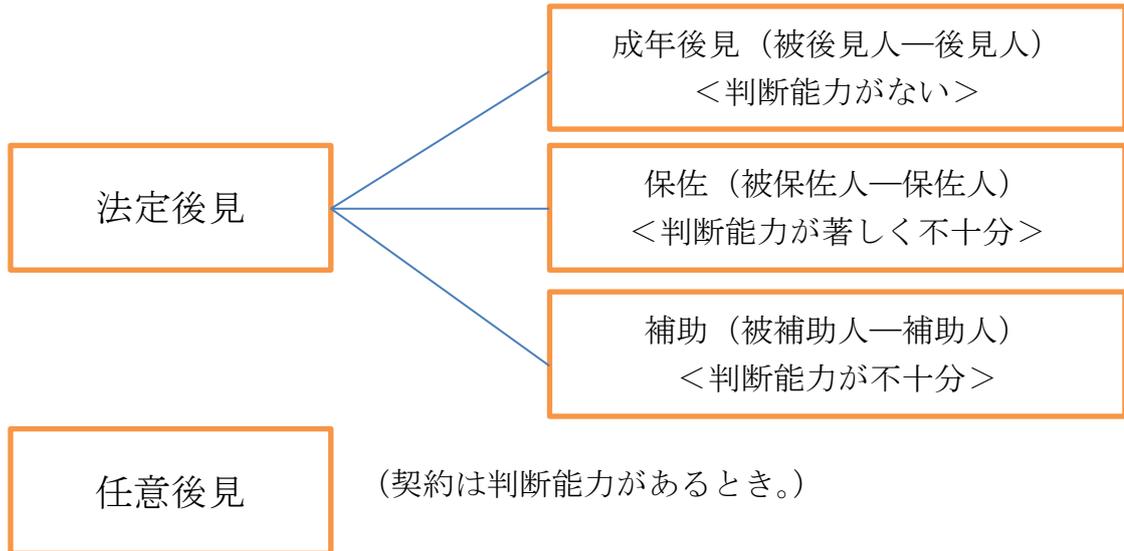
「成年後見制度の概要と市町村長申立の実務について」

千葉県弁護士会 高齢者・障がい者支援センター
佐久間 貴幸 氏

成年後見制度の概要について

佐久間法律事務所
弁護士 佐久間 貴幸

1 成年後見制度の概略



(1) 成年後見

対象者 ⇒ 成年被後見人＝判断能力が まったくない方
成年後見人が選任される。

<成年後見人の権限>

- ◎①代理権 ……被後見人に代わってさまざまな契約等をする。
- ◎②取消権 ……被後見人が行ってしまった契約等を取り消す。
(取消により、契約は遡及的に 無効になる。)

※ 日常生活に関する行為は被後見人本人が一人でできる。

- ・ 後見人は、被後見人の財産を適切に維持し、管理する義務を負う。
- ・ 後見人は、被後見人の意思を尊重し、被後見人の心身の状態、生活状況に配慮して 権限を行使する。
※ 家族の意向、希望に従うものではない。あくまで参考。

☆ 後見人の事務の監督は、裁判所が行う。

★ 後見人は被後見人の介護をしなければならないか。

★ 後見人は被後見人の保証人にならなければならないか。

⇒ 後見人の仕事は、代理権等を行って、契約等により手配をすること。

(2) 保 佐

対象者 ⇒ 被保佐人＝判断能力が 著しく不十分 な方
保佐人が選任される。

<保佐人の権限>

◎①同意権 ……重要な財産行為(*)について同意をする。
(同意がないと契約等ができない。)

*民法13条第1項の行為が基本
オプションで追加も可

◎②取消権 ……被保佐人が行ってしまった契約等を取り消す。

▲③代理権 ……必要な場合に、必要な範囲で代理権を付与される。

※◎は必ず付与されるもの。▲はオプション(自由に選択)

・ 保佐人もその権限の範囲で、後見人同様の責任を負う。

(3) 補助

対象者 ⇒ 被補助人＝判断能力が 不十分 な方
補助人が選任される。

<補助人の権限>

▲①同意権 ……必要な範囲*で同意権が付与される。

▲②取消権 ……必要な範囲*で取消権が付与される。

*民法13条第1項の行為の範囲内に限る

▲③代理権 ……必要な範囲で代理権が付与される。

・ 補助人もその権限の範囲で、後見人や保佐人同様の責任を負う。

(4) 任意後見

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ契約によって、支援してもらう内容を 自分で 決めておく制度。

⇒ 判断能力があるときに、契約で「誰に（任意後見人）」「どのような内容の支援」をしてもらうか決めておき、判断能力が不十分になったときにその契約に基づいて任意後見人が支援をする。

- 任意後見契約は公正証書で行う。
- 契約後、判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て
 - ⇒ 任意後見監督人選任されて、任意後見契約の効力が発生

<任意後見人の権限>

- ・あくまで契約なので任意後見人の権限も契約で決まる。
 - ⇒ 法定後見の成年後見人等と同じではないので注意
- ・報酬も契約で決めておく（ただし監督人の報酬は裁判所が決める。）

2 法定後見の申立てについて

- ①申立先 家庭裁判所（千葉県各地に支部あり。）
- ②申立方法 書式が家庭裁判所に用意されている。
HPからダウンロードも可

<実際上の留意点>

(1) 申立人について

- 申立ができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族など。
(4親等内の親族・・・兄弟姉妹、おい、めい、いところなど)
⇒ 申立ができる人の中から申立てをする人を決める必要。
本人の財産状況によっては費用の負担も問題に。
⇒ 誰もいないときは市長申立

(2) 類型について

- 後見、保佐、補助のどの類型で申し立てるか決める必要。
⇒ 基本的には医師に 裁判所指定の診断書 を書いてもらう。
(かならずしも主治医でなくてもよい。ただし、後見制度を理解し、継続して本人を診ている医師に書いてもらうのがベター)
診断の内容に応じて類型を決める。

- ※ 申立て後、必要に応じて裁判所が 鑑定 を行う（割合は少ない）。
- ※ 申立てた後で、類型の変更は可能（後見から保佐など）。
- ※ 後見、保佐の申立てについては 本人の同意は不要。
補助の申立て、保佐の代理権付与については本人の同意必要。

- ◎ 本人情報シート 福祉関係者が作成することを予定
医師の診断や裁判所の判断の参考。

(3) 提出書類

- 申立書+必要な添付書類
⇒ 申立書などは裁判所に用意してある書式を利用。
添付書類は戸籍、住民票等で各役所から取り寄せればよい。
診断書は上記のとおり。

- 収支予定表、財産目録 . . . わかる範囲で記載すればよい。
- 親族の同意書 . . . 可能な範囲で集めればよい。
(親族が反対しても申立ては可能。)
- 後見人等候補者 . . . 希望は出せるが、最終的には裁判所の判断 空欄でも可。

(4) 申立て

書類が準備できたら、裁判所に連絡
⇒ 書類の郵送や面接の予約など。 必要に応じて追加資料提出。

(5) 申立て後

場合によっては、鑑定を行うこともある。
類型の変更などを勧められることもある。
⇒ 通常であれば、おおむね2か月以内に審判が出る。

※ 後見人等は、裁判所が選任。

申立時に、希望を述べることはできるが、あくまで希望。

★後見制度支援信託 . . . 預貯金などが高額の場合
当面使わない預貯金等を信託銀行にま
とめて信託 (不正防止)

★後見制度支援預貯金 . . . 信託類似の預貯金

⇒ 審判が確定すると、後見等の登記がされる。(戸籍ではない。)
後見等の審判を受けていることの証明はこの登記を使う。

◎ 後見人等の事務の監督は裁判所が行う。

※事情によっては監督人が選任される場合もある。

その場合には監督人の費用も発生する (裁判所が決める。)

★成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人 . . . 後見事務等を監督

◎ 後見人等は報酬を請求することができるが、報酬額は裁判所が決定する。

3 成年後見制度利用促進法

平成28年5月13日施行

⇒ 基本計画閣議決定 平成29年3月24日

○中核機関

○地域連携ネットワーク

《期待される機能》

広報 ⇒ 相談 ⇒ 利用促進 ⇒ 支援

★不正防止

※後見制度が活用できる場面では活用するという意味での利用促進
なんでも成年後見制度を使うというものではないことに注意
あくまで権利擁護の一手段として考える

※市長申立のプロセスも変わってくるので注意

~memo~

II 市町村長申立ての実務

1 市町村の役割と責務

○市町村長は、認知症高齢者（65歳以上）又は知的障害者、精神障害者について、その「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、法定後見開始の申立てをすることができます。これは、身寄りのいない認知症高齢者などが、親族がいないために保護が受けられないという事態を防ぐために特に設けられたものです。

- 老人福祉法第 32 条
- 知的障害者福祉法第 27 条の 3
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2

○「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申立ての要件になっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。親族がいても適正な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合は、保護の必要性が強くなりますので、市町村長が申立てをすることは、保護を受ける本人に対する行政の責務といっても過言ではありません。

- 高齢者虐待防止法第 28 条
- 障害者虐待防止法第 44 条

○市町村長の申立件数の推移は下表のとおりです。申立件数は年々増加しており、全申立件数に対する割合でも、平成28年の18.8%から平成30年は21.3%まで増加しています。高齢化・単身化の進行に伴い、さらに市町村長の申立てニーズは増加することが見込まれます。

	平成28年	平成29年	平成30年
申立件数（総数）	34,249	35,737	36,549
市町村長申立件数（全国）	6,466	7,037	7,705
市町村長申立件数／申立総数	18.8%	19.6%	21.3%

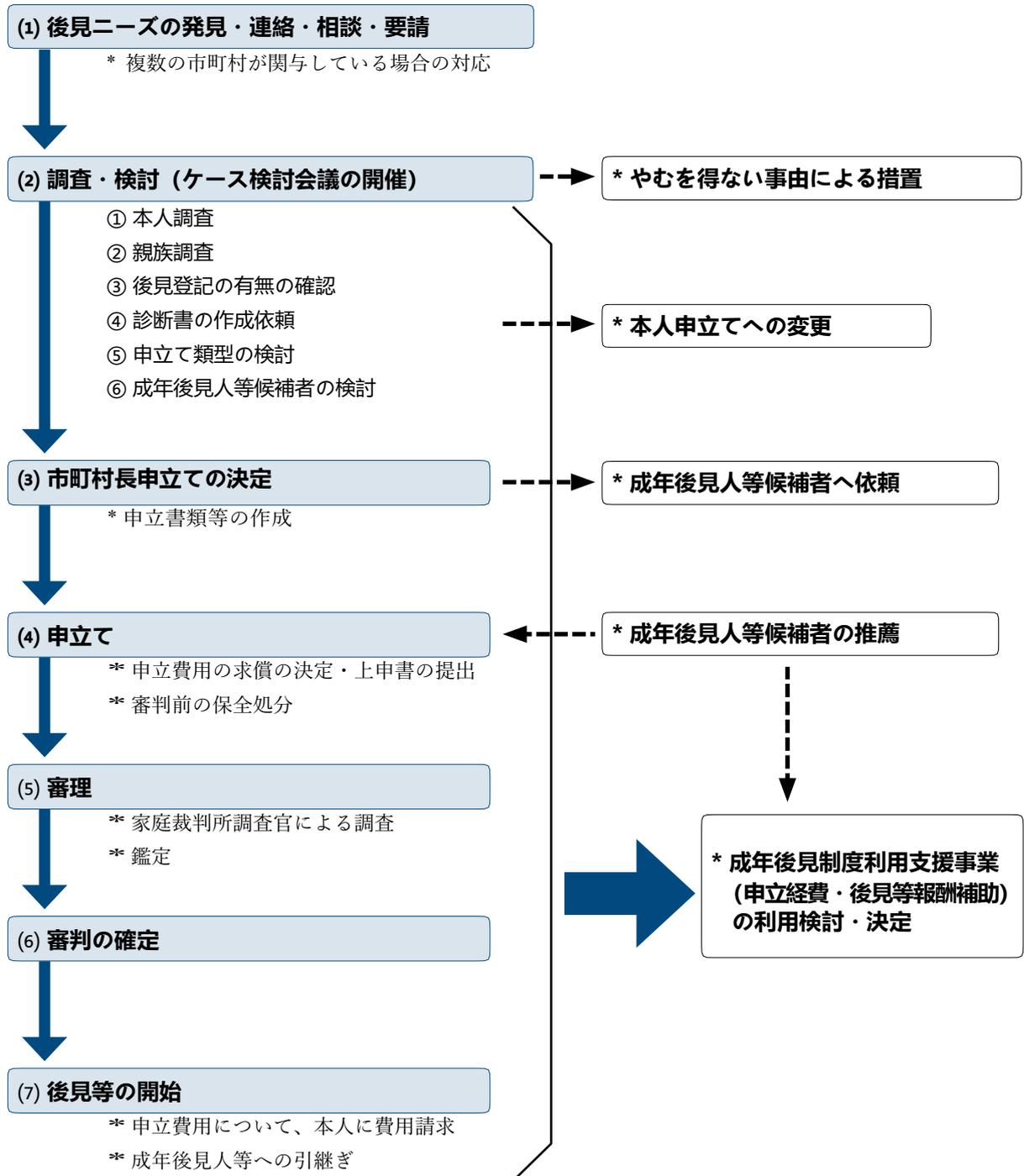
出典：成年後見関係事件の概況（最高裁判所）

○なお、日本成年法学会が専門職後見人等を対象に実施したアンケート調査によると、成年後見人等が就任したことで本人の生活の立て直し等に成果のあった点を次のようにまとめています。

- * 適切な介護サービスの導入により、安全や衛生、清潔が確保され、生きる意欲の高まりが見られるようになった。
- * 病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能になった。
- * 家族による介護放棄や経済的虐待からの保護や予防ができた。
- * 悪質商法による消費者被害等からの保護や予防ができた。
- * 給付されるべき保険金、年金等、手続きされていないものを申請したり、等級を適切なものに変更することで、成年被後見人等の経済的な生活基盤が整えられた。
- * 経済状況の整理（債務整理を含めて）及びそのプロセスを通じて、成年被後見人等に今後の生活の立て直しに向けた自覚や意識づけができた。

2 市町村長申立ての流れ

成年後見制度の申立てに係る家庭裁判所の手続きと市町村長申立ての事務の流れは、概ね次のように整理できます。



(1) 後見ニーズの発見・連絡・相談・要請

○市町村長の申立て事務は、支援者や支援機関、関係者などさまざまなところからの発見・連絡・相談・要請によってスタートします。どのようなケースにおいても調査・検討することが肝要であり、拙速な判断は避けなければなりません。

< 想定される機関など >

- 親族、隣人、知人、民生委員など
- 社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、福祉サービス提供事業者、中核地域生活支援センター、障害者虐待防止センター、指定相談支援事業所など
- 精神保健福祉センター、医療機関、保健関連機関など
- 当事者団体、NPO 法人など
- 金融機関、警察など

* 複数の市町村が関与している場合の対応

○複数の市町村が関与している場合、市町村長の申立てが必要となる場合を想定し、このケースをどこの市町村が担当するのが適当かについて、明確にしておく必要があります。例えば、A市に住民登録をされていて、国民健康保険や介護保険等についてもA市で加入しているが、B市の特別養護老人ホーム等に入所しているような場合は、どちらの市長が申立てを行うのが適当かということです。市町村長の申立てについては、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律の3つの法律が根拠になっていますが、複数の市町村が関係する場合、どこの市町村が申立てを行うのかについて明確な規定はありません。

○基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、障害者自立支援法、介護保険法、生活保護法などの各福祉法における援護の実施者は誰かという解釈が、申立て者を誰にするかという解釈につながると考えます。つまり、措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の実施主体、生活保護の実施機関となっている市町村が申立てを行うのが妥当と思われます。

○しかし、最終的には、該当する市町村間において、本人の権利や利益を守るという視点に立って調整することが必要でしょう。



(2) 調査・検討（ケース検討会議の開催）

- 後見ニーズを発見したら、本人の状況確認のために担当部署が主催してケース検討会議を開催します。1回のみならず随時開催していきます。
- ケース検討会議は、担当課職員と本人に関与している関係機関等の実務レベルの担当者で構成しますが、今後の支援内容により、新たに関わる関係機関・関係者を随時追加していく必要があります。
- ケース検討会議での確認事項は、当面の福祉的対応の在り方や市町村長の申立ての実施等を含めた方向性について協議するとともに、必要な情報収集を図るための役割分担をします。
- ケース検討会議のメンバーは、成年後見人等が就任した後も成年後見人をバックアップする支援チームとなり、本人の状況の変化や困難状況の対応策を随時検討していく必要があります。
- 虐待などの緊急な対応が必要な場合は、老人福祉法等で定める「やむを得ない事由による措置」を発動し、入所施設等へ措置入所させることで、とりあえずの安全確保を図る必要があります。

< やむを得ない事由による措置について >

- 老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号においては、家族の虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市町村が職権をもって特別養護老人ホーム等への入所等を行う措置制度が存続しています。
- 「やむを得ない事由」の要件としては、①本人が家族等から虐待又は無視を受けている場合、②認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合等が挙げられています。
- また、知的障害者福祉法第15条の4、第16条第1項第2号においても、家族からの虐待等により障害福祉サービスの利用が困難な障害者に対し、措置制度の利用を規定しています。
- 精神障害者については、障害者虐待防止法第9条第2項において、身体障害者及び知的障害者以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法若しくは知的障害者福祉法で定める措置制度を適用すると規定しています。

①本人調査

○寄せられた情報の事実関係を確認するとともに、本人の心身や日常生活の状況を把握したうえで、成年後見制度の必要性和市町村長の申立ての必要性の可否について検討します。

< 検討項目 >

- どのような日常生活を送っているか。
- 家族や親族はいるのか。また、関係は良好か。
- 本人の判断能力はどの程度か。
- 本人の資産状況はどのくらいか（把握可能な範囲）⇒成年後見制度利用支援事業は必要か。
- どのような不都合が生じていて、どのような支援が必要なのか。また、成年後見人等が就任することで、その問題は改善するのか。
- 緊急性はあるか。
- 成年後見制度以外の支援方法はあるか。
- 成年後見人等から支援を受けることについて本人は同意しているか（保佐、補助の場合）。

< 成年後見人等の選任が必要と考えられる主な理由 >

- 福祉サービスの利用や入院の際の契約等に支援が必要な場合。
- 不動産や高額な預貯金などの財産管理・処分で支援が必要な場合。
- 悪徳商法や消費者金融などにより、経済的被害を受けたり、その可能性がある場合。
- 親族等による虐待などの権利侵害を防ぐ必要がある場合。



②親族調査

○親族調査を行う理由は、4親等内の親族が成年後見制度の申立権者とされているためです。
4親等内の親族に申立ての意思を確認し、市町村長以外の申立て者がいないことを確認する必要があります。

○なお、厚生労働省は、平成17年7月29日付け通知により、4親等内の親族の全てを調査することは膨大な時間と労力を要することから、2親等内の親族の存否とその意向確認で足りると変更しました。ただし、2親等内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族がいることが容易に判明し、その親族が申立てをする意思が明らかな場合は、過度の介入は避ける必要があります。

※ 平成17年7月29日付け厚生労働省通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

※ 戸籍謄本等の請求は、公用請求（無料）で行うが、返信用封筒（切手貼付）が必要

※ 親族への意思確認の方法は、可能な限り文書で行うこと

※ 相続問題が生じる恐れのある場合は、推定相続人の調査も行っておくこと

○2親等内の親族がいることのみをもって一律に市町村長の申立権が制限されるものではありません。当該親族の反対があったとしても、市町村長として本人の福祉を図る必要性があると判断するときは申立てを進めていくべきでしょう。

○親族調査を進めていく上で、市町村長の申立てに踏み切る際の考え方をまとめると次のとおりです。

- ① 本人に配偶者や2親等内の親族がいない。
- ② 本人に配偶者や2親等内の親族がいるが、申立てを拒否している。
- ③ 本人に配偶者や2親等内の親族がいることを戸籍上確認できるが音信不通の状況にあり、申立てを行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでない。
- ④ 本人が親族から虐待または無視されている。

○親族調査を進めるうちに判断が難しい時は、その都度家庭裁判所へ確認しましょう。併せて、申立てを検討している事案の概略を伝え、提出書類等の確認を行っておいたほうがよいでしょう。

< 親族へのアプローチ >

たとえ後見等の申立てに非協力的な親族であっても、本人にとってはかけがえのない親族であり、将来的に交流が必要になることもあります。また、後見事務の範囲外（手術や延命治療等に対する同意行為、死後事務、相続等）の問題も発生することから、連絡がとれるような関係作りに可能な限り努めましょう。

③後見登記の有無の確認

○成年後見制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピューターシステムによって登記し、登記官が登記事項証明書を発行することによって登記情報を開示する制度です。

○ここでは、すでに成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するために、東京法務局に対し、「登記されていないことの証明書」を請求します。

○すでに任意後見登記がされている場合は任意後見契約が優先されます。これは本人が自らの意思で任意後見人を選任していることを尊重する趣旨からです。この場合は、本人の状況を踏まえて、任意後見受任者と協議を行い、任意後見監督人選任の申立てを行うか、特別な事情があるものとして法定後見の申立てを行うか決定します。法定後見開始の審判があれば、任意後見契約は終了することになります。

< 任意後見契約に関する法律第 10 条（後見、保佐及び補助との関係） >

任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人も行うことができる。

○「登記されていないことの証明書」の請求方法は、東京法務局に対して返信用封筒（切手貼付、長 3 サイズ）を同封し、郵送にて公用請求（無料）します。

< 請求先 >

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎

代表電話 03-5213-1234

直通電話 03-5213-1360

※申請書を受領してから発送するまで2~3日要する。



④診断書の作成依頼

○本人が精神上的の障害により判断能力が低下していることを明確にするために、主治医に診断書の作成を依頼します。判断能力など精神の状況については、精神神経科医による診断書が望ましいと思いますが、専門外の医師であっても、本人の精神状態がよくわかっているならば、かかりつけ医でもよいとされています。

○かかりつけ医に依頼する場合、病名は書けるが、財産管理能力の程度は判断できない場合もあります。本人の実態がわかる関係者が同行して、財産管理能力について医師に状態を伝えるようにすると診断書を作成しやすくなります。

※診断書については、千葉家庭裁判所作成の「診断書」を利用してください。

○医師の診断の結果、本人の判断能力が補助又は保佐程度の場合は、必要に応じて本人による申立てへの変更を検討します。しかしながら、当該ケースが「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に該当する場合は、引き続き市町村長の申立て事務を進めるべきでしょう。



⑤申立て類型の検討

- 法定後見は、「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があり、最終的には家庭裁判所の審判によって決定されるものですが、本人の状況や支援のあり方に関わるため、申立人側でどの類型が適切かを準備しておく必要があります。場合によっては、家庭裁判所の意向に対して意見を述べる必要があります。
- 申立て類型を決める際には、本人の判断能力に加え、必要とする保護や支援の範囲等を総合的に勘案して判断します。したがって、保佐や補助の場合は、必要な代理行為、同意行為の範囲を合わせて検討する必要があります。

⑥ 成年後見人等候補者の検討

○成年後見人等の選任は、家庭裁判所の職務であり、申立人には成年後見人等の候補者を探して推薦する義務はありません。しかし、本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人が成年後見人等に就任したほうが本人にとっても周囲にとっても好ましいこと、推薦がない場合は、家庭裁判所が候補者を探すこととなりますので、審判が確定するまでに長期間を費やす場合があること等から、申立人ができる限り候補者を家庭裁判所に推薦するほうがよいでしょう。

○市町村長の申立てのケースは親族による成年後見人等候補者は見込めないため、第三者を候補者として推薦することになります。候補者は、本人の生活環境や財産状況などに応じて、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や成年後見制度に取り組んでいる法人（社会福祉協議会、NPO法人）等と協議をして決めていきます。

○場合によっては、財産管理は法律専門職が、身上監護は福祉専門職が担当する複数後見や、当初は遺産分割協議を行うために法律専門職が就任し、それが片付いた後は福祉専門職に交代するなどの引継選任の工夫が必要な場合もあることから、ケース検討会議において十分に検討する必要があります。

< 専門職を成年後見人候補者として検討する場合のポイント >

	施設入所者	在宅生活者
法律専門職	<ul style="list-style-type: none"> ○特に財産が多額で、その管理に専門性が必要な事例 ○紛争性を有する事例 	<ul style="list-style-type: none"> ○親族間の財産等の訴訟を含む争い・虐待・債権整理などがある事例
福祉専門職	<ul style="list-style-type: none"> ○障害が重度あるいは重複などにより施設ケアチェック等身上監護に専門性が必要な事例 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人が重度の認知症、知的障害者、精神障害者等である事例 ○親族・近隣との関係調整が困難な事例 ○保健福祉サービスが未導入の事例 ○本人の意思確認が困難な事例

○なお、利益相反にあたる場合は、原則として選任されませんので十分に注意する必要があります。

※利益相反とは

成年被後見人等にとって成年後見人等候補者との間に利害・利益関係が存在し、お互いの利益が相反すること。

- (例) ○本人が利用している福祉サービス事業者の職員が成年後見人等に就任する場合。
 ○親の相続をめぐる兄弟姉妹間に同じ成年後見人等が就任する場合。

(3) 市町村長申立ての決定

○市町村長の申立て決定の判断に際しては、客観性、公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要となります。市町村においては、本人への援助をどこまで行政の役割と位置づけるべきか、また、援助の方法として成年後見制度をどこまで活用すべきかの判断が問題となります。

○市町村長の申立てを最終決定する際の判断材料としては次の項目が挙げられます。

- ①成年後見制度以外の支援方法はないか。
- ②成年後見人等が就任することで、現在の問題は改善するか。その際の成年後見人等に期待する支援内容はなにか。
- ③市町村長以外に申立てを行える親族はいないか。また、本人申立てに切り替えることができる可能性はないか。

○意思決定の明確化、申立事務の点検や検証などを行うために、審査会のような仕組みを設置することが望ましいでしょう。審査会は、行政機関内の関係課により構成されるもの、法律等の専門家などの第三者を加えた委員会とするなど多様な形態が考えられます。

* 申立て書類の作成

○市町村長の申立て決定を受けて、申立て書類の作成を行います。本人を訪問して、申立書に記載する事項についてあらためて状況を調査します。また、財産目録及び収支表の作成に必要な資料等も入手します。

なお、本人の意向に沿った申立てをするため、本人に対して丁寧な説明をするとともに、保佐で代理権付与の審判を受ける場合と補助開始の審判を行う場合は、本人から同意書に署名をもらいます。



<提出書類一覧>

	書類等	請求先
申立書類	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 申立書付票 <input type="checkbox"/> 代理行為目録 (保佐開始、補助開始で代理権付与を求める場合) <input type="checkbox"/> 同意行為目録 (保佐開始、補助開始で同意を要する行為の定めを求める場合) <input type="checkbox"/> 本人の同意書 (保佐開始、補助開始で本人以外の申立ての場合) <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 診断書付票 <input type="checkbox"/> 障害者手帳・療育手帳等のコピー (お持ちの方に限ります。) <input type="checkbox"/> 親族関係図 <input type="checkbox"/> 本人の親族の同意書 <input type="checkbox"/> 本人の収支予定表 <input type="checkbox"/> 本人の財産目録 <input type="checkbox"/> 遺産目録 (申立の動機が遺産分割協議の場合のみ)	家庭裁判所 医師 (用紙は裁判所提出用あり)
本人に関する書類	<input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 本人の住民票 (戸籍附票) ※外国人の場合は、平成24年7月8日までは「外国人登録原票記載事項証明書」。それ以降は「住民票」 <input type="checkbox"/> 後見登記されていないことの証明書	本籍地の市町村役場 住民登録先の市町村 法務局
市町村長申立てに関する書類	<input type="checkbox"/> 上申書 (本人に申立て費用を求償する場合) <input type="checkbox"/> ケース記録 <input type="checkbox"/> 本人調査票 <input type="checkbox"/> ケース検討会議議事録	任意様式 参考様式4 任意様式 参考様式1 任意様式 参考様式5 任意様式
本人の財産に関する書類	(1) 預貯金に関する資料 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳または預金証書のコピー (過去1年分) (2) 不動産に関する資料 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 (登記事項証明書) <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 (または固定資産税納税通知書のコピー) (3) 収入内容を証明する資料のコピー <input type="checkbox"/> 給与証明書 (本人が給与所得者である場合) <input type="checkbox"/> 年金証書または年金改定通知書 <input type="checkbox"/> 年金振込通帳 <input type="checkbox"/> 取引残高証明書 <input type="checkbox"/> 証券のコピー (4) 生命保険等に関する資料のコピー <input type="checkbox"/> 保険証書 (5) 有価証券 (株券・国債・手形など) に関する資料のコピー <input type="checkbox"/> 取引残高証明書 <input type="checkbox"/> 証券	※本人の財産に関する書類は、出来るだけ揃えれば良い。 法務局 物件所在地の市町村役場 勤務先事業所 取引先証券会社

	書類等	請求先
本人の財産に関する書類	(6) 支出内容を証明する資料のコピー <input type="checkbox"/> 施設利用料または入院費等の領収書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料・税納付書 <input type="checkbox"/> 介護保険料納付書 <input type="checkbox"/> 固定資産税納付書 <input type="checkbox"/> 家賃・地代の領収書 (7) 負債に関する資料のコピー <input type="checkbox"/> 借用書又はローン契約書 <input type="checkbox"/> 支払明細書	
成年後見人等候補者についての書類	個人の場合 <input type="checkbox"/> 後見人等候補者事情説明書 <input type="checkbox"/> 住民票 法人の場合 <input type="checkbox"/> 法人登記に係る現在事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 収支決算書又は貸借対照表 <input type="checkbox"/> 法人の財産目録 <input type="checkbox"/> 賠償責任保険への加入を証する書類 <input type="checkbox"/> 上申書（担当者と連絡先を記載する。）	成年後見人等候補者により書類が異なります。成年後見人等候補者が作成するものです。 任意様式
費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙（申立て用） 注）保佐開始、補助開始で代理権付与及び同意見を要する行為の定めを求める場合にはそれぞれ収入印紙が別途必要になります。 <input type="checkbox"/> 収入印紙（登記用） <input type="checkbox"/> 郵便切手 注）郵便切手の枚数については、各支部により異なります。各支部にお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 鑑定費用 注）鑑定料については、後日家庭裁判所から連絡があった場合に納付する。	



(4) 申立て

○本人の住所地を管轄する家庭裁判所に「後見等の開始の審判の申立て」を行います。住民票上の住所地と本人の現在の居場所が異なる場合は家庭裁判所の判断によりますが、実際の生活の本拠地を住所地と認定する例が多いようです。

○保佐・補助類型の申立ての場合は、家庭裁判所によって本人の意思確認が行われるので、本人を同行させるとともに、事前に本人及び関係者と準備しておきましょう。

* 申立て費用の求償

○申立て費用については原則として申立人が負担しますので、この場合は市町村長の負担となりますが、申立て費用を市町村が負担することが公平の観点から妥当性を欠くと見られるような「特別の事情」があると判断される場合には、申立て費用を本人に求償することができます。

< 「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & A (厚生労働省) >

市町村長が申立てを行った家事審判の手続き費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが、「特別の事情」(非訟事件手続法第28条)がある場合には、家庭裁判所が申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うものであることから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命じることができるものと考えられる。

* 審判前の保全処分

○成年後見等の申立てをした場合、成年後見人等が就任するまでの間に、本人の財産が侵害されている、またはそのおそれがある時など緊急に成年後見人的な行為が必要な場合があります。そのときには、成年後見の申立てと同時に、「審判前の保全処分」の申立てをすることができます。

○「審判前の保全処分」とは、財産の管理者の選任等により本人の財産を保全することですが、家庭裁判所から命じられる暫定的処分であり、正式に成年後見人等が選任されるまでの仮の対応といえます。

○保全処分の例としては、①財産の管理者の選任、②事件の関係人に対する本人の財産管理又は監護に関する事項の指示、③後見命令、④保佐命令、⑤補助命令があります。

○①の「財産の管理者」については、原則として民法第103条の所定の行為について代理権を持ちますが、取消権はありません。

②の「事件の関係人に対する本人の財産管理又は監護に関する事項の指示」とは、勧告的効力を有し、財産の管理者に対して財産管理の方法を指示したり、本人の身上監護等について同居者等に指示することを指します。

③～⑤については、本来の申立てを先取りするもので、本人の財産保全を目的としています。本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為は取り消すことができます。ただし、取り消すことができる財産上の行為の範囲は、申立ての範囲を超えることができず、保佐命令の場合は民法第 13 条 1 項に記載されている行為に限定されます。なお、財産の管理者は成年後見人等と同じ立場ではないため、代理権の範囲が民法第 103 条を超えて処分行為（物の売買、入所契約等）にまで拡大はされません。

<民法第 103 条（代理人の権限）>

権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

- 一 保存行為
- 二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

○場合によっては、保全処分が開始されるまでに財産侵害などの問題が発生する恐れも考えられます。その場合、市町村が一時的に通帳等を保管せざるを得ない場合もありますが、その際の法律上の根拠として、民法 697 条の「事務管理」という考え方を適用する例もあります。「事務管理」とは、法律上の義務がないのに他人のためにその事務を処理する行為をいうものであり、その事務の性質にしたがって最も本人の利益に適するような方法で管理しなければならないとされています。しかし、細部にわたる規定がなく、本人、相続人又は法定代理人が管理するまで継続しなければならないなど、運用上様々な困難が想定されることから慎重な取り扱いが望まれます。

○一方、東京都品川区では、地方自治法第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 条第 14 項で、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担い、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めると規定され、かつ同法第 235 条の 4 第

2 項の規定により、品川区（普通地方公共団体）の所有ではない現金又は有価証券を保管することはできないことになっていることから、通帳等の保管自体は品川区社会福祉協議会に委託する方法をとることで対応しています。

<民法第 697 条（事務管理）>

義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない。

管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

<地方自治法第 1 条の 2 第 1 項>

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

<地方自治法第 2 条第 14 項>

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない

<地方自治法第 235 条の 4 第 2 項>

債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

(5) 審理

* 家庭裁判所調査官による調査

○家庭裁判所は、市町村長からの後見開始等の審判の申立てを受けると調査官等が本人の状況を調査したり、関係者に対する問い合わせなどを行います。調査官等は、申立人、本人、関係者との面談による聞き取り調査を行い、その結果を裁判官に報告します。

○調査では、申立書等に記載されている、本人の生活状況、本人の健康状態（療育手帳や精神保健福祉手帳の有無や内容、病歴など）、本人の経歴（出生、最終学歴、結婚暦など）、配偶者・親・子・兄弟姉妹等の連絡先、本人の財産や債務、本人の収入と支出等について確認することになります。また、成年後見人等候補者に対する調査（職業及び経歴、成年後見人等と本人との利害関係の有無など）も併行して行われます。

* 鑑定

○成年後見と保佐は、本人の判断能力を判定するために原則として医師による「鑑定」を行うことになっています（補助は不要）。鑑定に要する費用は、あらかじめ市町村長が予納します。

なお、いわゆる植物状態など、明らかに事理弁識能力を欠く常況が確認できる場合は鑑定を省略することができることとなっていますが、申立て時に提出した診断書をそのまま適用するなど、実情は全申立ての 8 割が鑑定を省略しています。

実際は、申立てから審判までの時間短縮を目的に、あらかじめ来所日を予約し、申立て書類を持参し、受理した直後に面接を実施することが多くなっています。この受理時面接では、裁判所の調査官・参与員が、申立人、後見人候補者、（可能であれば）本人及び関係者から本人の状況（症状・生活状況・財産状況）を確認すると同時に、後見人候補者の適格性について面接を行います。



(6) 審判の確定

○裁判官は、当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官等が行った調査の結果等種々の資料に基づいて判断し決定します。この決定を「審判」といいます。家事審判官は、後見開始等の審判を行い、職権で成年後見人等を選任します。

○家庭裁判所は、成年後見人等を選任する場合、次の事項を考慮しなければならないとされています。

- ① 本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ② 成年後見人等となる者の職業及び経歴
- ③ 成年後見人等と本人との利害関係の有無（成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人の代表者と本人との利害関係の有無）
- ④ 本人の意見その他一切の事情

○後見開始等の審判は家庭裁判所から成年後見人等、本人、申立人に対して告知又は通知されます。審判に対して本人等は不服申立て（即時抗告）をすることができます（後見人選任の部分については即時抗告できません）。また、後見開始等の審判の申立てが却下された場合も申立人は即時抗告することができます。なお、即時抗告できる期間は告知のあった日から 2 週間とされています

虐待をしている親族等から即時抗告を受けたり、市町村長の申立てに対抗するために親族が重複申立てをする場合があります。この場合、市町村長が申立てを取り下げるケースがありますが、本人の「福祉を図るために特に必要があると認めた」ケースであることを踏まえて対応することが肝要です。

○即時抗告をしないで 2 週間が過ぎた場合や高等裁判所で即時抗告が認められなかった場合には審判が確定します。

○なお、家庭裁判所は、成年後見人等に後見開始等の審判の告知を行いますが、即時抗告ができる審判については、確定することにより効力が生じることになります。



(7) 後見等の開始

○後見開始等の審判の効力が生じた場合には、家庭裁判所から東京法務局に審判内容が通知され、東京法務局の登記ファイルに審判の内容のうち所定の事項が記録されます（1か月程度）。登記が完了すると成年後見人等の請求により、その内容を証明する「登記事項証明書」が発行されます。

○成年後見人等の報酬については、成年後見人等の後見事務の過去分について、報酬付与の審判の申立てを行ったうえで、家庭裁判所が後見事務の量や内容、本人の資産などの事情を斟酌して決定します。その報酬は本人の財産から支払われることが原則となっていますが、資産が少ない場合は、報酬についても「成年後見制度利用支援事業」の趣旨に基づき、補助金交付申請の対象とすることができます。

○老人福祉法等に基づく「やむを得ない事由による措置」を行っていた場合は、成年後見人等による契約に移行する必要があります。

○また、市町村は、成年後見人等との引き継ぎを終えた後でも、成年後見人等の要請に応じて可能な範囲で協力することが必要です。



~memo~

成年後見関係事件の概況

—平成31年1月～令和元年12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況において掲載した数値と一致しない場合がある。

令和2年3月

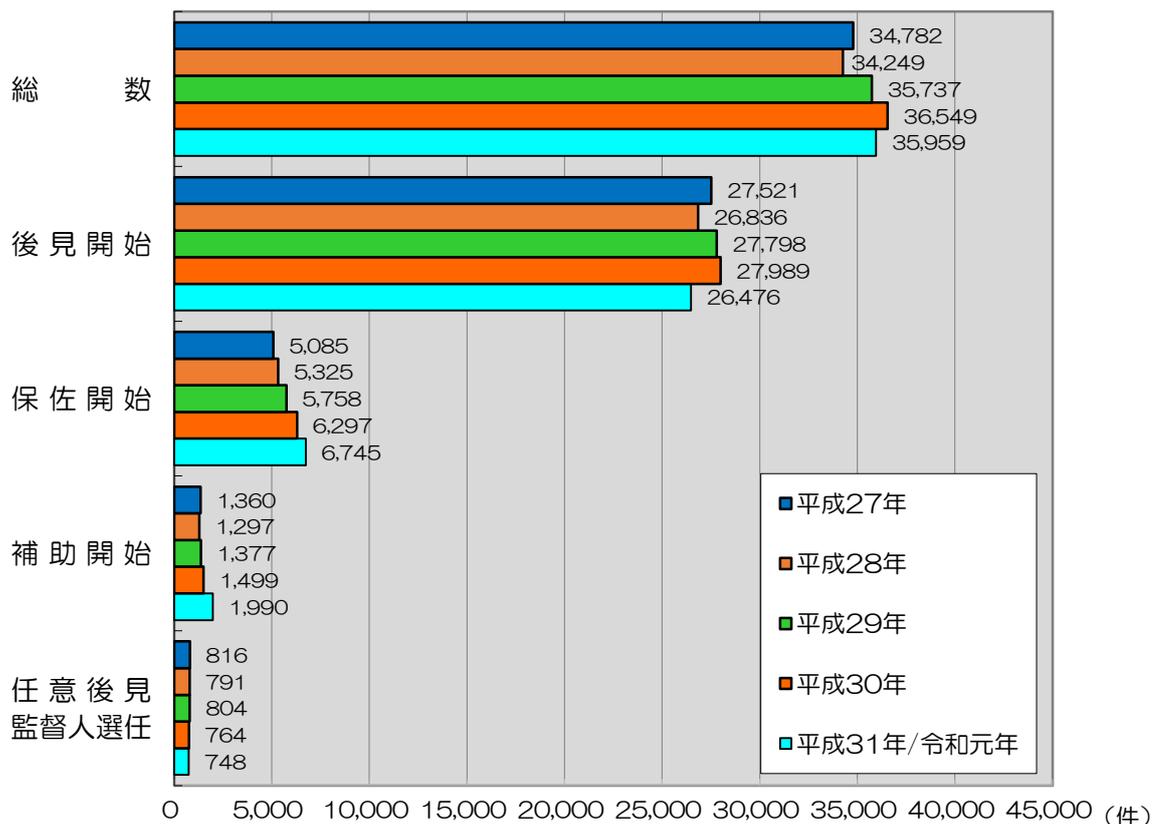
目 次

1	申立件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（資料1）過去5年における申立件数の推移	
2	終局区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（資料2）終局区分別件数	
3	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（資料3）審理期間別の割合	
4	申立人と本人との関係について・・・・・・・・・・	4
	（資料4）申立人と本人との関係別件数・割合	
	（資料5）申立人と本人との関係別件数	
	（家庭裁判所管内別総数，市区町村長申立件数・割合）	
5	本人の男女別・年齢別割合について・・・・・・・・	6
	（資料6）本人の男女別・年齢別割合	
	（参考資料）開始原因別割合	
6	申立ての動機について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（資料7）主な申立ての動機別件数・割合	
7	鑑定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（資料8）鑑定期間別割合	
	（資料9）鑑定費用別割合	
8	成年後見人等と本人との関係について・・・・・・・・	10
	（資料10）成年後見人等と本人との関係別件数・割合	
9	成年後見制度の利用者数について・・・・・・・・・・	12
	（資料11）成年後見制度の利用者数の推移	

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で35,959件（前年は36,549件）であり，対前年比約1.6%の減少となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は26,476件（前年は27,989件）であり，対前年比約5.4%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は6,745件（前年は6,297件）であり，対前年比約7.1%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,990件（前年は1,499件）であり，対前年比約32.8%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は748件（前年は764件）であり，対前年比約2.1%の減少となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



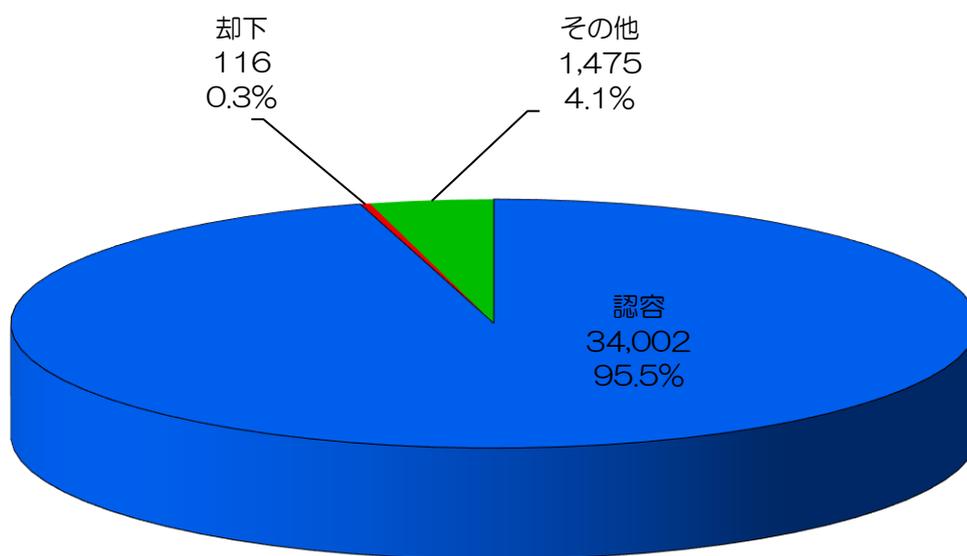
（注） 各年の件数は，それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計35,593件のうち、認容で終局したものは約95.5%（前年は約95.5%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	35,593	25,172	70	1,026	6,372	19	259	1,825	10	112	633	17	78



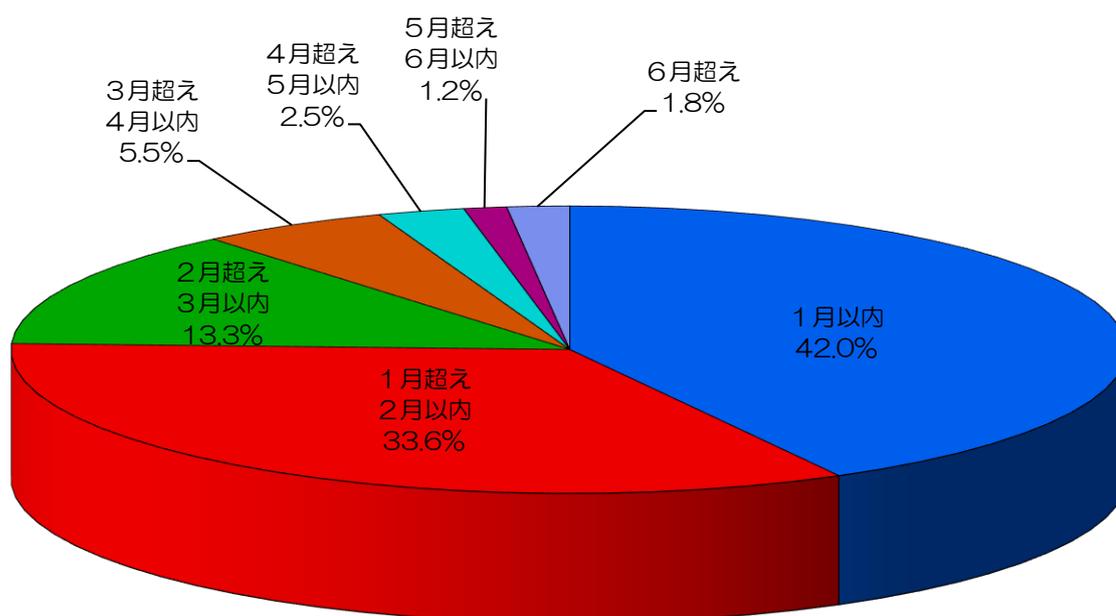
（注1） 平成31年1月から令和元年12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計35,593件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約75.7%（前年は約77.2%）、4か月以内に終局したものが全体の約94.4%（前年は約94.8%）である。

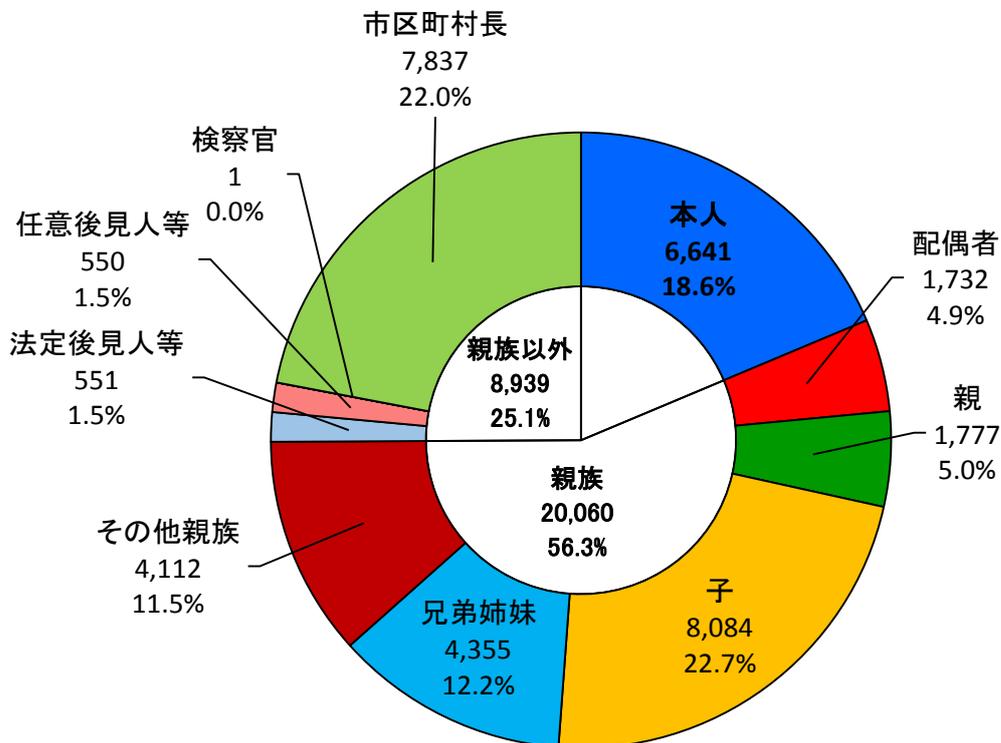
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4，5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約22.7%を占め、次いで市区町村長（約22.0%），本人（約18.6%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは7,837件で、前年の7,706件（前年全体の約21.3%）に比べ、対前年比約1.7%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（35,640件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（35,593件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く，四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数
(家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合)

管内	総数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
東京	4,629	1,144	24.7%
横浜	2,575	598	23.2%
さいたま	1,633	462	28.3%
千葉	1,669	402	24.1%
水戸	473	119	25.2%
宇都宮	270	55	20.4%
前橋	444	73	16.4%
静岡	1,170	195	16.7%
甲府	244	55	22.5%
長野	502	131	26.1%
新潟	954	160	16.8%
大阪	3,170	586	18.5%
京都	1,223	153	12.5%
神戸	1,749	237	13.6%
奈良	420	81	19.3%
大津	416	64	15.4%
和歌山	208	37	17.8%
名古屋	1,345	266	19.8%
津	354	59	16.7%
岐阜	344	71	20.6%
福井	214	49	22.9%
金沢	381	89	23.4%
富山	389	49	12.6%

管内	総数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
広島	832	215	25.8%
山口	404	80	19.8%
岡山	819	272	33.2%
鳥取	233	64	27.5%
松江	205	71	34.6%
福岡	1,500	204	13.6%
佐賀	267	73	27.3%
長崎	305	38	12.5%
大分	273	43	15.8%
熊本	469	142	30.3%
鹿児島	416	90	21.6%
宮崎	409	143	35.0%
那覇	384	97	25.3%
仙台	398	98	24.6%
福島	403	179	44.4%
山形	228	74	32.5%
盛岡	312	64	20.5%
秋田	162	25	15.4%
青森	338	117	34.6%
札幌	776	156	20.1%
函館	144	11	7.6%
旭川	216	29	13.4%
釧路	263	76	28.9%
高松	264	74	28.0%
徳島	274	108	39.4%
高知	232	64	27.6%
松山	338	95	28.1%
総数	35,640	7,837	22.0%

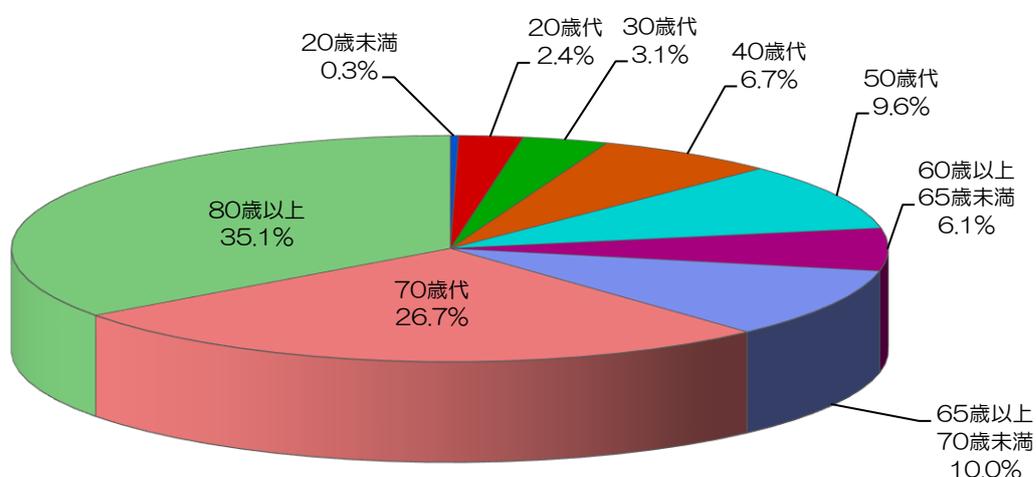
- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
(注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(35,593件)とは一致しない。
(注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

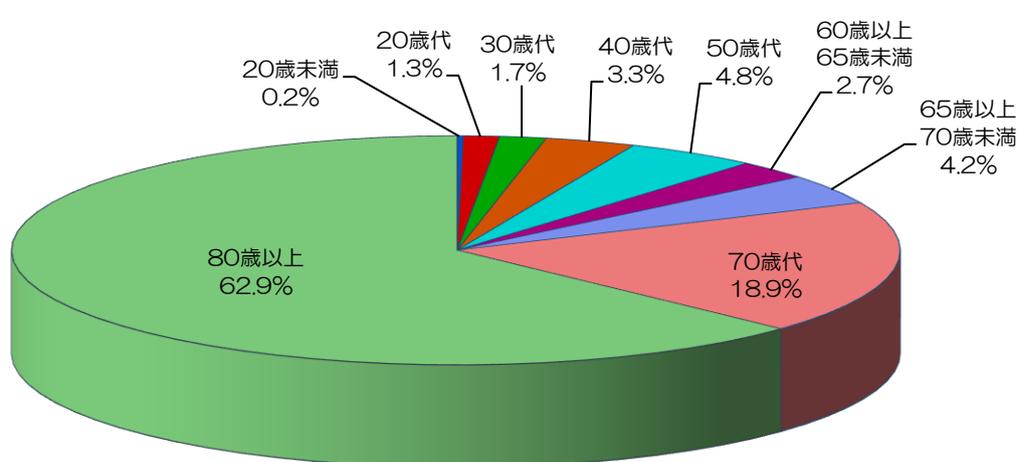
- 本人の男女別割合は、男性が約43.1%，女性が約56.9%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約35.1%を占め、次いで70歳代の約26.7%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約62.9%を占め、次いで70歳代の約18.9%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約71.8%を、女性では女性全体の約86.0%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



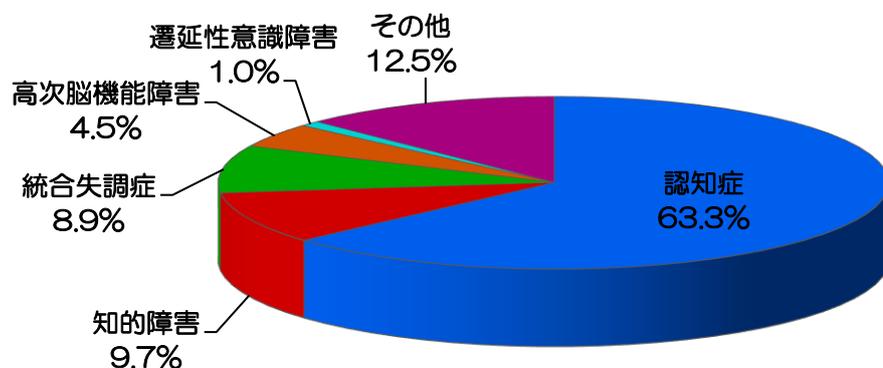
（女性）



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.3%を占め、次いで知的障害が約9.7%、統合失調症が約8.9%の順となっている。

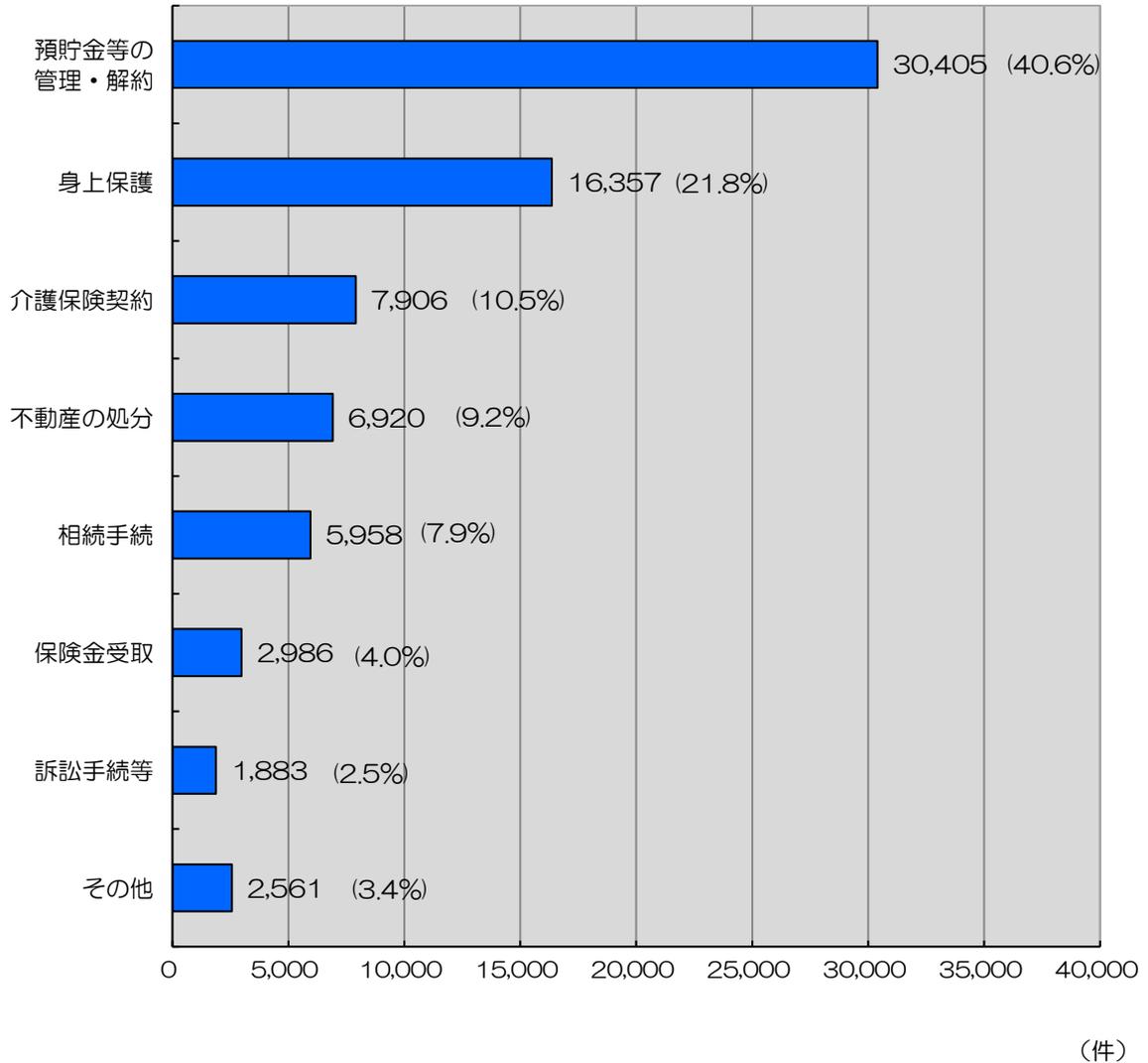


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



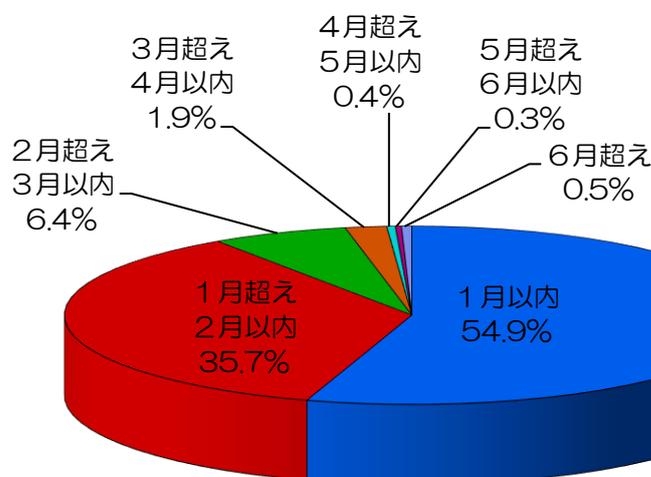
（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，総数は，終局事件総数（35，593件）とは一致しない。

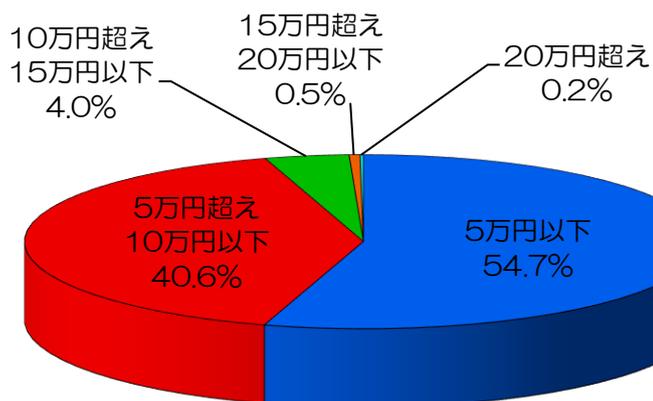
7 鑑定について（資料8，9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約7.0%（前年は約8.3%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約54.9%（前年は約56.3%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約54.7%（前年は約55.1%）を占めており、全体の約95.3%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約96.0%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



（資料9） 鑑定費用別割合



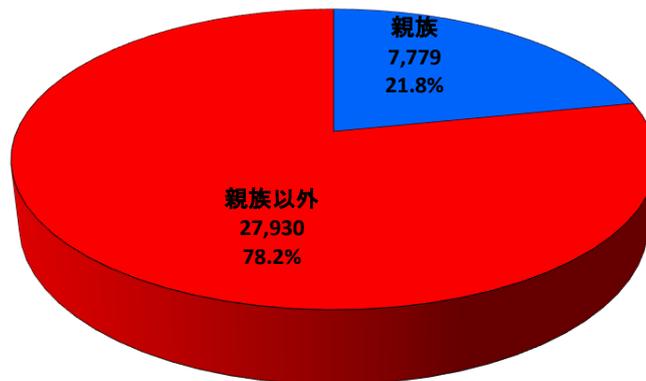
8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約21.8%（前年は約23.2%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約78.2%（前年は約76.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

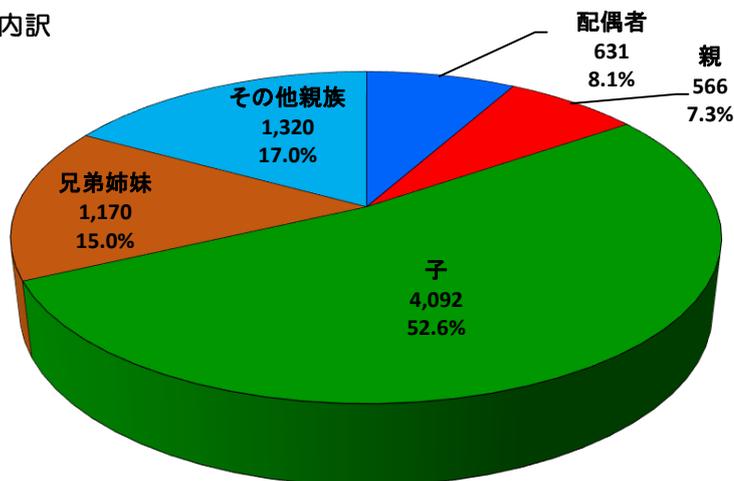
関係別件数（合計）	35,709件	（前年36,335件）
親族	7,779件	（前年8,429件）
親族以外	27,930件	（前年27,906件）
うち弁護士	7,763件	（前年8,160件）
司法書士	10,539件	（前年10,535件）
社会福祉士	5,133件	（前年4,837件）
市民後見人	296件	（前年320件）

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

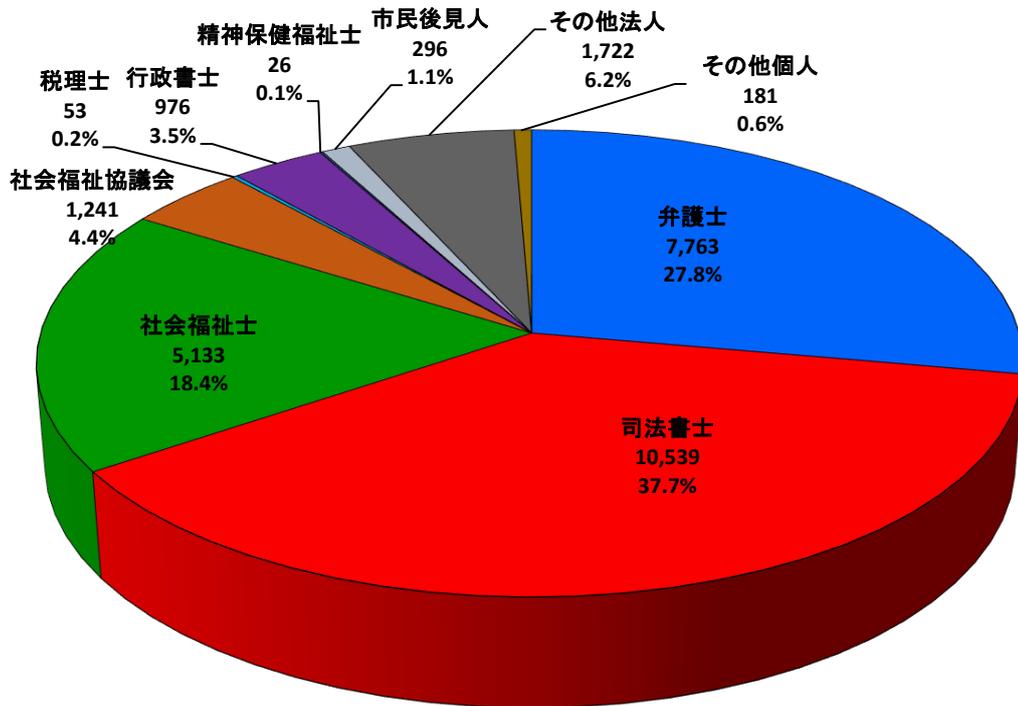
① 親族、親族以外の別



② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳

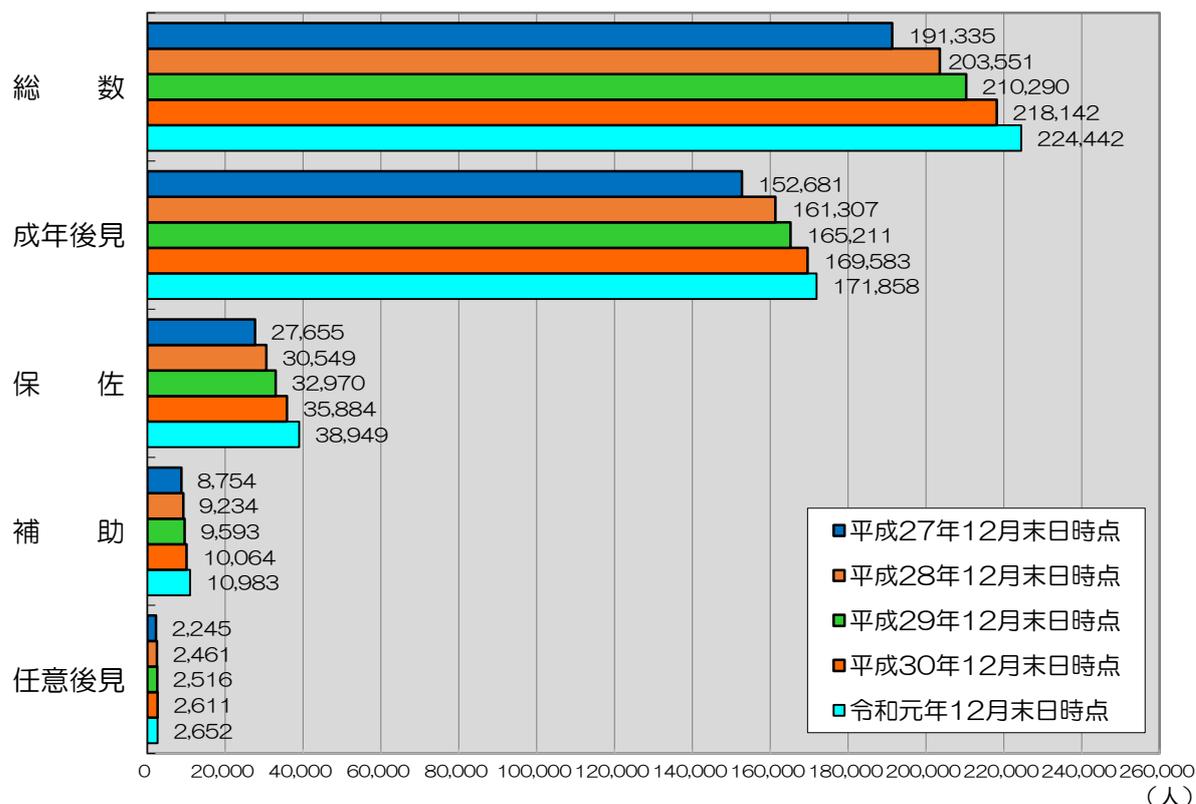


- (注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。
- (注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの(35,709件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(33,369件)とは一致しない。
- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
- (注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人265件、司法書士法人452件、税理士法人0件、行政書士法人12件であった。)
- (注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2,3)。
- ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
- ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
- ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

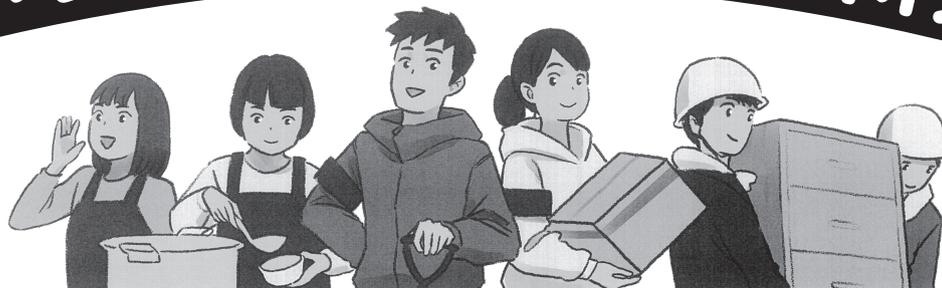
- 令和元年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で224,442人（前年は218,142人）であり、対前年比約2.9%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は171,858人（前年は169,583人）であり、対前年比約1.3%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は38,949人（前年は35,884人）であり、対前年比約8.5%の増加となっている。
- 補助の利用者数は10,983人（前年は10,064人）であり、対前年比約9.1%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,652人（前年は2,611人）であり、対前年比約1.6%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金			1,040万円	
	後遺障害保険金			1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額			6,500円	
	手術保険金	入院中の手術			65,000円
		外来の手術			32,500円
	通院保険金日額			4,000円	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)		×	○	
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
基本補償(A型)	定員 1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円	

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション：使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償 NEW



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

保険期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)